

# 第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画

計画期間

平成 31 年度～平成 36 年度

国分寺市

## 目 次

1	国分寺市における犯罪の状況	
(1)	犯罪発生状況	2 ページ
(2)	身近な窃盗犯罪の発生状況の推移	3 ページ
(3)	特殊詐欺の被害状況	4 ページ
2	第二次国分寺市防犯まちづくり実施計画での進捗状況	
(1)	成果指標の状況	4 ページ
(2)	取組事項の状況	5 ページ
3	今後の課題	5 ページ
4	第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画の基本的な考え方	5 ページ
5	第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画の期間	6 ページ
6	第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画の成果指標	6 ページ
(1)	「国分寺市が治安のよいまちだと感じる市民の割合」について	6 ページ
(2)	刑法犯発生件数について	7 ページ
7	実施計画の取組事項	
(1)	特殊詐欺被害防止のための取組	8 ページ
(2)	市・市民・警察・関係機関のネットワークづくり	10 ページ
(3)	地域の防犯意識の向上と防犯活動の支援	14 ページ
(4)	まちづくりにおける安全・安心の環境整備	18 ページ

# 1 国分寺市における犯罪の状況

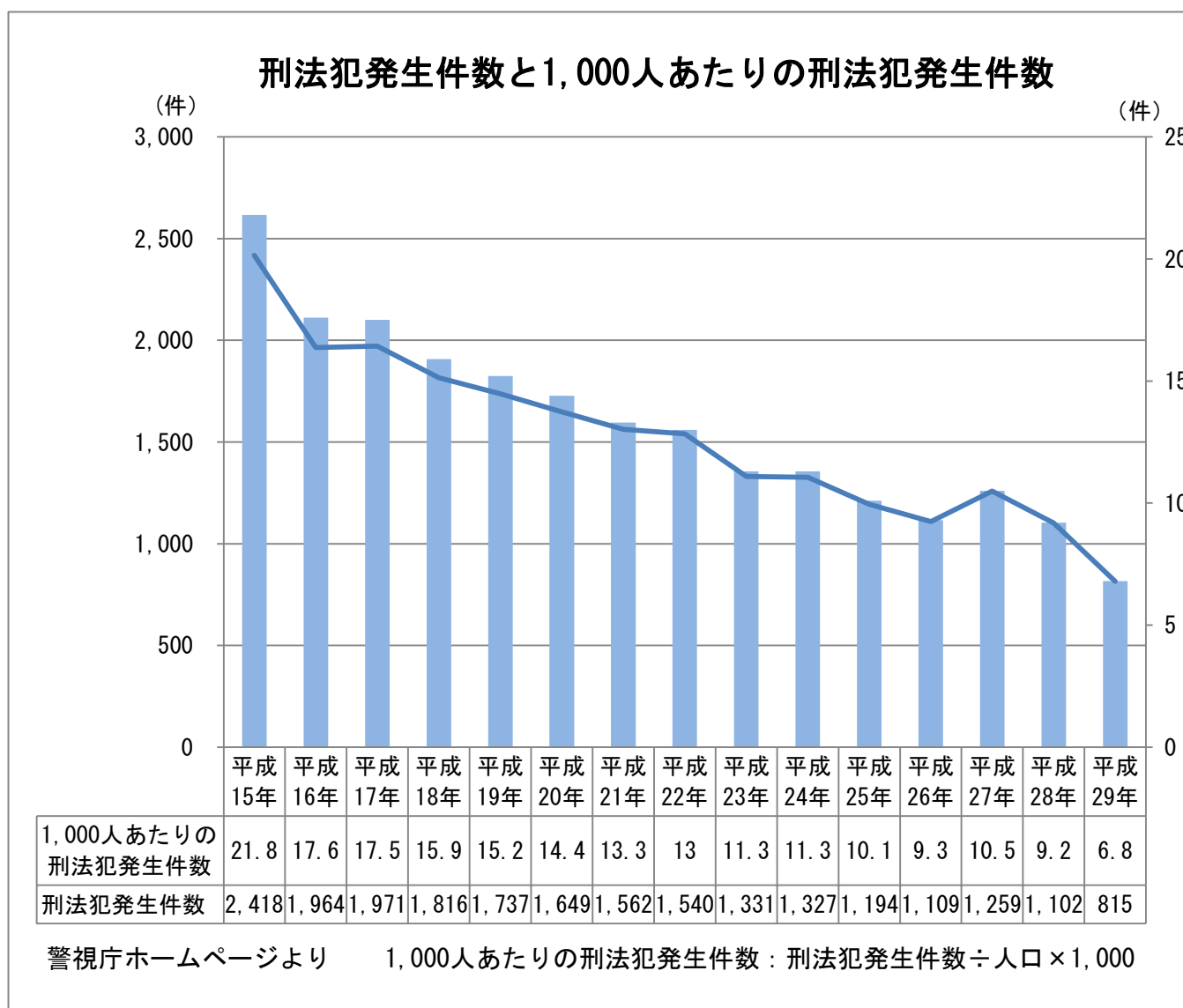
## (1) 犯罪発生状況

都内における平成 29 年の都内での刑法発生件数は 125,258 件であり、戦後最悪であった平成 14 年の 301,913 件をピークに 15 年連続で減少しています。

国分寺市の刑法犯発生件数の推移を見ると、平成 15 年の 2,418 件をピークにそこから減少傾向に転じ、平成 29 年では 815 件まで減少しています。(図 1) しかしながら、私たちの身近で発生する空き巣などの「侵入盗」、高齢者などを狙う「特殊詐欺<sup>※1</sup>」、子どもに対する「不審者事案」など、市民生活を脅かす様々な犯罪が発生している状況です。

※1 振り込め詐欺などお金をだまし取る詐欺の総称です

図 1 刑法犯発生件数と 1,000 人あたりの刑法犯発生件数の推移



## (2) 身近な窃盗犯罪の発生状況の推移

平成 25 年から平成 29 年に発生した刑法犯発生件数のうち罪種別の状況を見ると、窃盗犯が全体の約 7 割を占めています。(表 1)

そのうち主な窃盗犯罪の発生状況を見ると、住宅などへの侵入窃盗、車上ねらいや自転車などの乗り物を狙った窃盗犯罪が高い割合となっています。(図 2)

(表 1) 市内の刑法犯の罪種別発生件数

	平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
	認知件数	割合	認知件数	割合	認知件数	割合	認知件数	割合	認知件数	割合
凶悪犯	2	0.2%	4	0.4%	5	0.4%	4	0.4%	1	0.1%
粗暴犯	57	4.8%	49	4.4%	40	3.2%	53	4.8%	44	5.4%
窃盗犯	896	75.0%	849	76.6%	997	79.2%	832	75.5%	575	70.6%
知能犯	41	3.4%	49	4.4%	30	2.4%	42	3.8%	54	6.6%
その他	198	16.6%	158	14.2%	187	14.9%	171	15.5%	141	17.3%
合計	1,194	100.0%	1,109	100.0%	1,259	100.0%	1,102	100.0%	815	100.0%

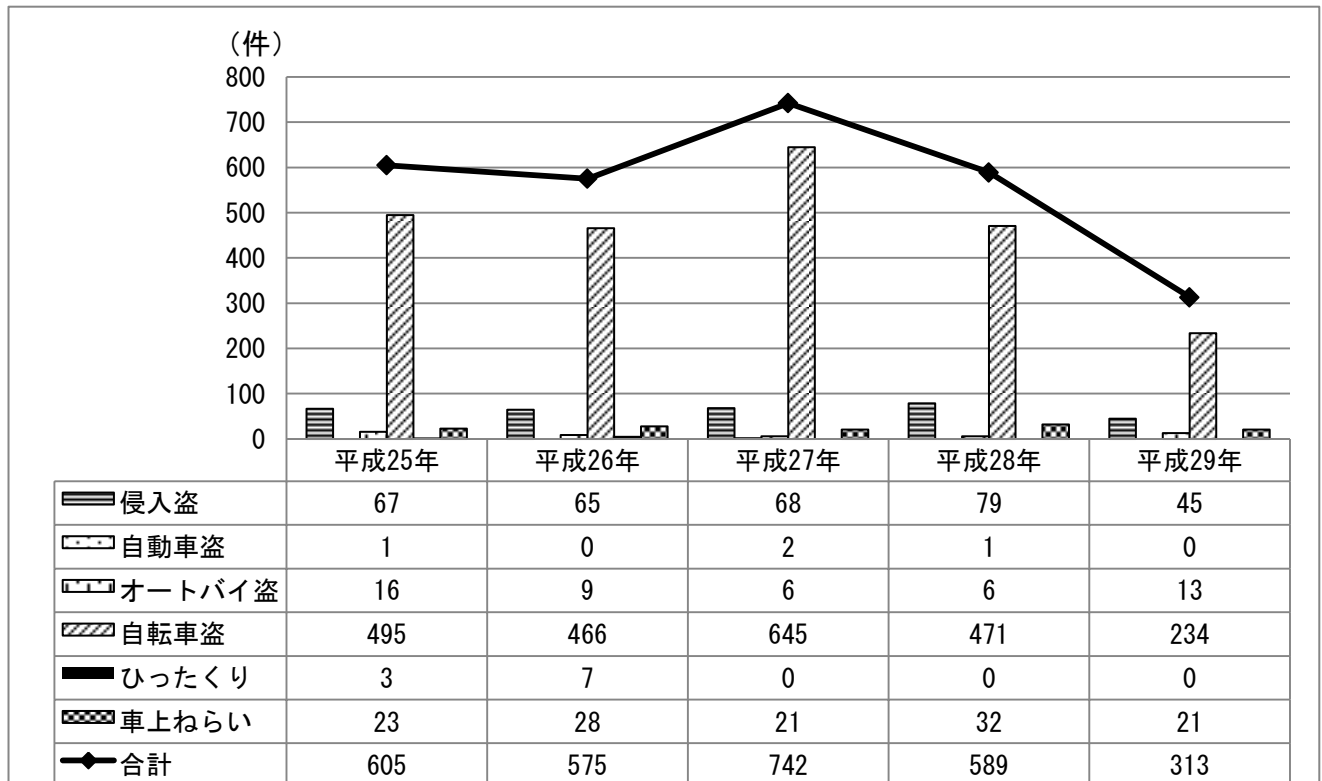
※警視庁ホームページより

※「割合」について、小数点第 2 位で四捨五入をしているため、合計しても必ずしも 100.0%とはなりません

※①凶悪犯：強盜等 ②粗暴犯：暴行，傷害，脅迫，恐喝等 ③窃盗犯：侵入窃盗，非侵入窃盗

④知能犯：詐欺等 ⑤その他：占有離脱物横領等

(図 2) 市内の主な窃盗犯罪の推移



### (3) 特殊詐欺の被害状況

特殊詐欺の手口は年々巧妙化し被害件数は増加しています。依然として子どもや孫をかたる手口も多い一方で、銀行協会や警察官、百貨店店員をかたってクレジットカードを引取り、暗証番号を聞き出す手口なども多く発生しています。

全般に1件当たりの被害額は低額化しています。なお、被害状況の推移は(表3)、特殊詐欺の手口などについては(表4)のとおりです。

(表3) 市内の特殊詐欺の被害状況の推移

	手段	オレオレ詐欺※1			還付金 ※2	架空請求 ※3	融資保証 ※4	類似 ※5	合計
		手交(現金・ カード)	振込・振替	その他					
平成25年	件数	12件	1件	0件	4件	0件	0件	3件	20件
	被害額	50,000,000円	2,000,000円	0円	1,700,774円	0円	0円	27,876,000円	81,576,774円
平成26年	件数	14件	0件	0件	0件	6件	0件	4件	24件
	被害額	29,000,000円	0	0	0	63,920,400円	0	59,310,000円	152,230,400円
平成27年	件数	6件	0件	0件	4件	1件	0件	2件	13件
	被害額	15,540,000円	0円	0円	3,224,250円	5,000,000円	0円	3,754,000円	27,518,250円
平成28年	件数	11件	1件	0件	1件	1件	0	1件	15件
	被害額	28,720,000円	2,000,000円	0円	3,997,369円	5,000,000円	0円	949,200円	40,666,569円
平成29年	件数	22件	0件	0件	4件	4件	0件	0件	30件
	被害額	13,600,000円	0円	0円	3,716,406円	807,780円	0円	0円	18,124,186円

※小金井警察署より提供

(表4) 特殊詐欺の種類と手口の内容

※1 オレオレ詐欺	親族、警察官等の公務員、金融機関職員や百貨店店員などを装って被害者に電話を掛け、トラブル解決の弁済や借金返済の肩代わり、キャッシュカードが悪用されているなどと話し、お金の指定口座への振り込みや指定場所への郵送、カードを預かりに来て、その際暗証番号を聞き出すなどし、お金をだまし取る詐欺です。
※2 還付金詐欺	税務署や自治体職員などをかたって、医療費や税金の還付などに必要な手続きをATMで行うなどうそを言って、被害者をATMの前に誘導し、携帯電話でATMの操作を教える振りしながら犯人の口座に送金させて、お金をだまし取る詐欺です。
※3 架空請求詐欺	不特定多数の人にハガキやメールなどを送りつけ、裁判費用や投資金返還手数料、有料サイトの登録料・退会料など、架空の事実に基づいた支払請求で、お金をだまし取る詐欺です。
※4 融資保証詐欺	実際に融資をしないのに、融資する内容の文書をFAX等で送りつけ、融資を申し込んだ被害者から供託金や手数料などの名目でお金をだまし取る詐欺です。
※5 類似詐欺	主として電話を用いて対面することなく不特定多数の者をだまし、架空又は他人名義の口座にお金を振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺事件で、振り込め詐欺以外の詐欺で、金融商品などの取引を名目とした詐欺、異性交際あっせんを名目とした詐欺やギャンブル必勝法などの情報提供を名目とした詐欺などがあります。

## 2 第二次国分寺市防犯まちづくり実施計画での進捗状況

### (1) 成果指標の状況

平成26年度から平成30年度までの第二次国分寺市防犯まちづくり実施計画では、市内における刑法犯発生件数を成果指標としており、平成30年の犯罪発生件数865件以下を目標としてきましたが、平成29年に実績値が815件となり目標値を達成しました。(表5)

(表5) 前計画での発生件数目標値と実績値の比較

成果指標	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
刑法犯発生件数【目標値】	1,128件	1,062件	996件	931件	865件
刑法犯発生件数【実績値】	1,109件	1,257件	1,102件	815件	

## (2) 取組事項の状況

第二次国分寺市防犯まちづくり実施計画の取組事項については、関係課連絡会議を定期的  
に開催し、担当課に進捗状況を確認しています。各々の目標についてはおおむね達成されて  
います。

## 3 今後の課題

市内での刑法犯発生件数は、市民、事業者、各種団体、市及び警察等それぞれが連携して  
防犯活動を展開した結果により減少傾向にあります。しかし、特殊詐欺の被害件数が依然と  
して多いことや、新たな自主防犯活動団体の形成や活動の維持、犯罪を未然に防ぐための防  
犯に関する知識を持った市民の育成、犯罪が起こりにくい環境整備の推進といった課題があ  
ります。これらの課題を解決していくために、第二次国分寺市防犯まちづくり実施計画の取  
組事項を引き継ぎつつ、個人ができる防犯対策の啓発活動をさらに推進するとともに、市民、  
事業者、各種団体、市及び警察等がそれぞれの立場での役割を担い、お互いに連携を深め防  
犯活動を展開することが重要です。

## 4 第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画の基本的な考え方

平成 30 年度までの第二次国分寺市防犯まちづくり実施計画の 4 つの基本テーマを平成  
29 年度に策定した総合ビジョン（実行計画：29 防犯）に基づいて再編成し、第三次国分寺  
市防犯まちづくり実施計画では次の施策の方向性で策定します。

### 1 特殊詐欺被害防止のための取組

依然として発生している特殊詐欺に関して、警察や関係機関等との連携を深めるとともに、  
出前講座等の啓発活動や庁用車を用いた広報活動を実施し、また、特殊詐欺被害を未然に防  
止することができる自動通話録音機の貸与を推進するなど、被害防止に努めます。（取組事  
項 8 ページ）

### 2 市・市民・警察・関係機関のネットワークづくり

市・市民・警察及び関係機関との連携を深め、地域ぐるみの防犯活動を行うことで犯罪の  
抑止力を高めていきます。また、地域の防犯活動の中心として活動してもらおう防犯リーダー  
の育成を進めることで、まちの安全・安心を確保します。（取組事項 10 ページ）

### 3 地域の防犯意識の向上と防犯活動の支援

防犯意識の向上を図るため、犯罪・事件情報や不審者情報、災害情報、行方不明高齢者情  
報等を市民に迅速に提供します。また、個人ができる防犯対策として、侵入盗対策などを市  
報、ホームページへの掲載や公共施設に配架するなどし、啓発に努めるとともに、地域で自  
主防犯活動を行う団体に対しては、パトロール用ベストなどの防犯資機材の支給や防犯パト

ロールへの同行，出前講座などを行ない，活動や意識啓発を支援します。さらに，犯罪の対象となりやすい子どもを取り巻く環境の安全確保のために，学校を中心として地域との連携を深め，子どもの見守り活動の充実に努めます。（取組事項 14 ページ）

#### 4 まちづくりにおける安全・安心の環境整備

安全・安心で犯罪の起こりにくいまちづくりのため，地域においては，犯罪の抑止効果を持つ街頭防犯カメラの設置を推進していきます。また，公共施設等においても，犯罪防止の観点から，建物の内外にある死角部分をなくすための整備や施設内の巡回，防犯マニュアルの運用等を行い，市民が安心して利用できる環境を整えます。（取組事項 18 ページ）

#### 5 第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画の期間

この計画は，平成 31 年度を初年度とし，総合ビジョンの最終年度である平成 36 年度までの 6 年間を実施期間とします。ただし，社会情勢等の変化に応じて適宜対応します。

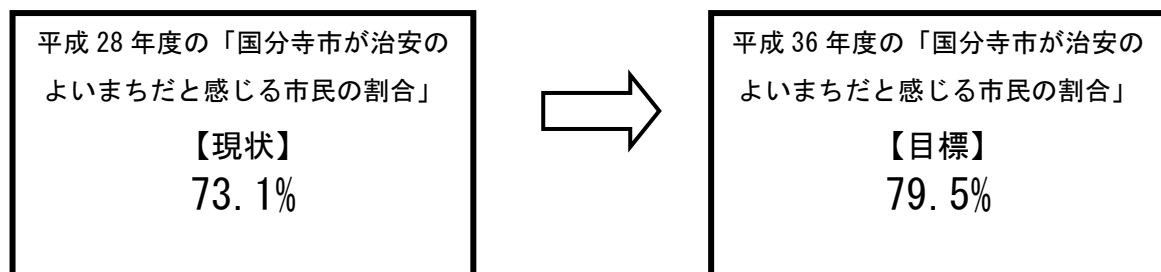
#### 6 第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画の成果指標

本計画の成果指標は，「国分寺市が治安のよいまちだと感じる市民の割合」と「刑法犯発生件数」の 2 つがあります。

##### (1) 「国分寺市が治安のよいまちだと感じる市民の割合」について

総合ビジョンの「国分寺市が治安のよいまちだと感じる市民の割合」の指標は，平成 28 年度に実施した市民アンケート結果を指します。この割合を平成 28 年度の 73.1% から向上し，平成 36 年度に「治安がよい」と思う市民の割合が，平成 28 年度アンケートの「あまりそう思わない」「そう思わない」の 6.4% を改善し，79.5% (73.1%+6.4%) に達することとしたものです。この按分した数値にもとづき平成 36 年度までの「国分寺市が治安のよいまちだと感じる市民の割合」を成果指標に掲げています。

#### 成果指標：「国分寺市が治安のよいまちだと感じる市民の割合」



「国分寺市が治安のよいまちだと感じる市民の割合」目標値

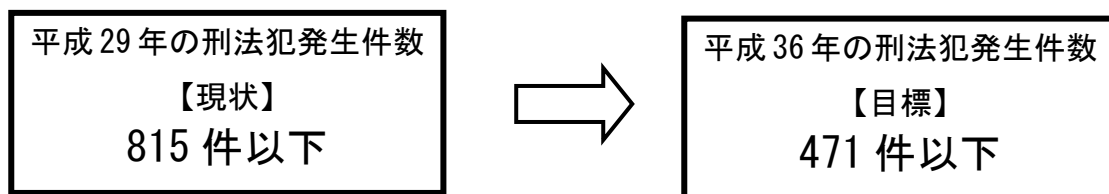
成果指標	現状値	目標					
	平成28年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
「国分寺市が治安のよいまちだと感じる市民の割合」	73.1%	<b>75.5%</b>	<b>76.3%</b>	<b>77.1%</b>	<b>77.9%</b>	<b>78.7%</b>	<b>79.5%</b>
平成28年度からの進捗		+2.4%	+3.2%	+4.0%	+4.8%	+5.6%	+6.4%

(2) 刑法犯発生件数について

平成20年から平成25年までの刑法犯発生件数の推移は、平成20年が1,651件、平成25年が1,194件となり、この間の刑法犯発生件数の減少率は27.7%となります。

第二次国分寺市防犯まちづくり実施計画では、平成20年から平成25年までの刑法犯発生件数の減少率と同等の水準を維持するものとし、刑法犯発生件数を毎年5.5%（平成20年～平成25年までの減少率27.7%÷5年）減少させることとしておりました。第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画においても、この減少率に従って5.5%ずつ減少し、平成36年までに刑法犯発生件数を471件以下に減少させることを目標とします。（※減少率については小数点第四位を四捨五入）

成果指標：刑法犯発生件数



各年の刑法犯発生件数削減目標値

成果指標	基準値	目標					
	平成25年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年
刑法犯発生件数	1,194件	<b>799件以下</b>	<b>734件以下</b>	<b>668件以下</b>	<b>602件以下</b>	<b>537件以下</b>	<b>471件以下</b>
平成25年からの減少率		-33%	-38.5%	-44%	-49.5%	-55%	-60.5%



## 7 実施計画の取組事項

取組事項がゴシック体となっている項目は新規事項, その他の項目については, 前計画から引き続き実施する取組事項となります。

### (1) 特殊詐欺被害防止のための取組

取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(1)1 消費生活相談事業の実施	月曜日から金曜日までの週5日間消費生活相談を行う。	経済課	実施 週5日	継続 週5日	継続 週5日	継続 週5日	継続 週5日	継続 週5日	継続 週5日
(1)2 消費者教育講座の開催	消費者の自立支援, 地域の消費者教育の充実を図るため, 連続講座を開催し, 消費者被害に遭わないための知識の習得と啓発を行う。(連続講座)	経済課	実施 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回
(1)3 消費者被害防止講座の開催	悪質商法, 特殊詐欺など特定の犯罪被害に遭いやすい高齢者やその関係者に対し, 安全を確保していく上で必要な知識の普及・啓発と地域包括支援センター等の相談機関の周知を行う。	高齢福祉課	実施 年6回	継続 年6回	継続 年6回	継続 年6回	継続 年6回	継続 年6回	継続 年6回
(1)4 悪質商法撃退キャラバンの開催	高齢者を狙った特殊詐欺や悪質な訪問販売などの被害に遭わないために, 地域住民向けに講座を開催し, 知識の習得と地域の相談機関の周知を行う。	高齢福祉課 経済課	実施 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回

取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(1)5 熱中症対策事業にあわせての特殊詐欺被害防止啓発活動の実施	高齢者を対象に行われる熱中症対策事業とあわせて、特殊詐欺等の被害に遭わないための啓発チラシ等を民生委員が中心となり配布する。	高齢福祉課 防災安全課	実施 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回
(1)6 市からの発送文書への特殊詐欺等被害防止チラシの同封	主に高齢者を対象とした市民宛の発送文書に、特殊詐欺等の被害状況や被害防止対策のチラシを同封し啓発を行う。	防災安全課 関係各課	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続
(1)7 特殊詐欺被害防止の出前講座の開催	高齢者と関連する機関や団体と連携し、特殊詐欺等の手口や防止策を紹介する講座を開催する。	防災安全課	実施 年3回	継続 年3回	継続 年3回	継続 年3回	継続 年3回	継続 年3回	継続 年3回
(1)8 庁用車による特殊詐欺被害防止広報	特殊詐欺被害減少のため、広報車から啓発アナウンスを放送し市内を巡回する。	防災安全課	実施 月8回	継続 月8回	継続 月8回	継続 月8回	継続 月8回	継続 月8回	継続 月8回
(1)9 自動通話録音機の普及	特殊詐欺被害減少のため、自動通話録音機を普及する。	防災安全課	実施 340台	充実 740台	充実 940台	充実 1,140台	充実 1,340台	充実 1,540台	充実 1,740台

(2) 市・市民・警察・関係機関のネットワークづくり

取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(2)1 地域防犯パトロール協力事業者の拡充	事業者と協定を締結し、車両にマグネットシートを貼付し、市内巡回パトロールを実施することにより、「動く地域の目」として犯罪の機会を減少させる。	防災安全課	実施 16事業者	充実 18事業者	充実 19事業者	充実 20事業者	充実 21事業者	充実 22事業者	充実 23事業者
(2)2 青色防犯パトロール実施者証所持者の増加	庁用車による青色防犯パトロールを強化するため、市職員のパトロール実施者証所持者を増加する。	防災安全課	実施 139人	充実 160人	充実 180人	充実 200人	充実 220人	充実 240人	充実 260人
(2)3 青色回転灯装着車の貸出し及び同行による防犯パトロール	青色防犯パトロール実施にあたり市から認定を受けた自主防犯活動団体等に庁用車の青色回転灯装着車を貸出し及び同行し、防犯パトロールを実施する。	防災安全課	実施 1台 1地区	充実 3台 3地区	充実 4台 4地区	充実 5台 5地区	充実 6台 6地区	充実 7台 7地区	充実 8台 8地区

取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(2)4 防犯リーダー養成講習会の実施	各地域で活動する自主防犯活動団体のリーダーを育成するため、集中して知識を習得できる防犯リーダー養成講習会を実施する。(連続講座)	防災安全課	実施 延べ受講者数 265人	継続 延べ受講者数 317人	継続 延べ受講者数 347人	継続 延べ受講者数 377人	継続 延べ受講者数 407人	継続 延べ受講者数 437人	継続 延べ受講者数 467人
(2)5 防犯まちづくり委員の認定	「防犯リーダー養成講習会」を修了した市民を地域の防犯リーダーとして委員に認定する。	防災安全課	実施 177人	充実 224人	充実 245人	充実 266人	充実 287人	充実 308人	充実 329人
(2)6 防犯まちづくり委員会・ブロック連絡会の開催	防犯まちづくり委員の全市的な組織である防犯まちづくり委員会を開催し、各ブロック連絡会を通じて、委員相互の意見交換や情報交換、警察署等との交流を図り、地域の防犯啓発活動を展開する。	防災安全課	実施 東・中・西の3ブロックでの連絡会を開催	継続 東・中・西の3ブロックでの連絡会を開催	継続 東・中・西の3ブロックでの連絡会を開催	継続 東・中・西の3ブロックでの連絡会を開催	継続 東・中・西の3ブロックでの連絡会を開催	継続 東・中・西の3ブロックでの連絡会を開催	継続 東・中・西の3ブロックでの連絡会を開催
(2)7 防犯まちづくり委員会及び警察署等と連携した防犯講話会等の開催	市民の防犯意識を高揚させるため、防犯まちづくり委員会と警察署等との共催で街頭防犯キャンペーンや防犯講話会を行う。	防災安全課	実施 年7回	継続 年7回	継続 年7回	継続 年7回	継続 年7回	継続 年7回	継続 年7回

取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(2)8 権利擁護関係機関のネットワーク作り，連携（地域ケア会議・権利擁護部会）	消費者被害や成年後見制度利用等の権利擁護に関わる相談事業を行っている機関が定期的に情報交換を行うことによって連携を強化し，把握した情報等を地域の関係者への確に提供し，高齢者や障害者，その家族に伝達する体制作りを行う。また，各種被害を未然に防止し，高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心できる生活を支えるネットワークを構築する。	高齢福祉課	実施 年3回	継続 年3回	継続 年3回	継続 年3回	継続 年3回	継続 年3回	継続 年3回
(2)9 暴力団排除活動の推進	国分寺市暴力団排除条例に基づき，警察等関係機関と連携し，暴力団排除活動を行う。また，街頭での暴力団排除に関する横断幕の設置などの啓発活動を行う。	防災安全課	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続
(2)10 「子ども110番の家」の充実	子どもの安全を守るため，「子ども110番の家」を拡充する。	学校指導課	実施 1,039 箇所	充実 1,050 箇所	充実 1,060 箇所	充実 1,070 箇所	充実 1,080 箇所	充実 1,090 箇所	充実 1,100 箇所
(2)11 通学路見守り活動の実施	子どもたちを事件や事故から守ることを目的として，春と秋に教育委員会職員が通学路での児童生徒の見守り活動を行う。	教育総務課	実施 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回

取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(2)12「子ども110番の家」の周知徹底と安全マップの活用	通学路等における「子ども110番の家」を児童・生徒及びその保護者に対して周知を徹底する。また、PTA等作成の通学路等における危険箇所を図示した既存の「安全マップ」の更新を行い、活用を図る。	学校 指導課	実施  小学校 10校 内容 更新	実施  小学校 10校 内容 更新	実施  小学校 10校 内容 更新	実施  小学校 10校 内容 更新	実施  小学校 10校 内容 更新	実施  小学校 10校 内容 更新	実施  小学校 10校 内容 更新
(2)13 青色防犯パトロールによる子ども見守りパトロール推進月間の設定	各学期開始時期を「子ども見守りパトロール推進月間」とし、下校時間帯の青色防犯パトロールを強化する。	防災 安全課  関係 各課	実施  年3回	継続  年3回	継続  年3回	継続  年3回	継続  年3回	継続  年3回	継続  年3回
(2)14 こどもを守るネットワーク（略称「こどもネット」）への参加	連合東京三多摩地域協議会が主宰する「こどもネット」に参加し、市庁用車及び協力事業者所有車にこどもネットのステッカーを貼付して、一時保護等子どもを守る活動を実施する。	防災 安全課	実施  市及び 10事業者	継続  市及び 10事業者	継続  市及び 10事業者	継続  市及び 10事業者	継続  市及び 10事業者	継続  市及び 10事業者	継続  市及び 10事業者
(2)15 関係課連絡会議の開催	関係課連絡会議において、各施策の進捗状況を確認するとともに、最新の犯罪発生状況等を関係各課と情報共有を図る。	防災 安全課  関係 各課	実施  年1回	継続  年1回	継続  年1回	継続  年1回	継続  年1回	継続  年1回	継続  年1回

(3) 地域の防犯意識の向上と防犯活動の支援

取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(3)1 市民生活の安全を脅かすような事件等の情報提供（安全・安心メール配信サービス）	市内で発生した事件や不審者の情報等を、パソコンや携帯電話のメール機能を利用して、登録者に情報配信する。	防災安全課	実施 登録数 17,572 件	充実 登録数 18,500 件	充実 登録数 19,000 件	充実 登録数 19,500 件	充実 登録数 20,000 件	充実 登録数 20,500 件	充実 登録数 21,000 件
(3)2 自主防犯活動団体への事件情報等の提供	自主防犯活動団体との連携を深めるため、メール配信サービスを電子メールで受けられない団体には、FAXで情報を提供する。	防災安全課	実施 15団体	充実 19団体	充実 21団体	充実 23団体	充実 25団体	充実 27団体	充実 30団体
(3)3 市報やホームページなどを活用した防犯啓発活動	防犯に必要な情報を収集すると共に、市報やホームページ等の広報媒体を活用して、市民や自主防犯活動団体に対して情報を提供する。	防災安全課	実施 年6回 掲載	継続 毎月 1回	継続 毎月 1回	継続 毎月 1回	継続 毎月 1回	継続 毎月 1回	継続 毎月 1回
(3)4 自主防犯活動団体への防犯用品の支給	自主防犯活動団体にベスト、腕章、帽子、ウィンドブレーカー、懐中電灯など必要な防犯用品を支給し、活動の支援を行う。	防災安全課	実施 9団体	充実 19団体	充実 24団体	充実 29団体	充実 34団体	充実 39団体	充実 44団体

取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(3)5 災害時の防犯に関する情報提供	災害時における犯罪発生を防止するため必要な知識を情報提供する。	防災安全課	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続
			防犯リーダー養成講習会で1講座開催	防犯リーダー養成講習会で1講座開催	防犯リーダー養成講習会で1講座開催	防犯リーダー養成講習会で1講座開催	防犯リーダー養成講習会で1講座開催	防犯リーダー養成講習会で1講座開催	防犯リーダー養成講習会で1講座開催
			未実施	実施	継続	継続	継続	継続	継続
			総合防災訓練で情報提供	総合防災訓練で情報提供	総合防災訓練で情報提供	総合防災訓練で情報提供	総合防災訓練で情報提供	総合防災訓練で情報提供	総合防災訓練で情報提供
(3)6 被害・犯罪情報に関係機関に情報提供	防災安全課等から提供を受けた高齢者が被害に遭いやすい振り込め詐欺等の犯罪被害情報を介護サービス事業者、ケアマネジャー、地域包括支援センターなどの関係機関にメール配信し周知を図る。	高齢福祉課	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続
(3)7 防犯パンフレットの作成及び活用	身近で発生する犯罪の防止策を啓発するためのパンフレットを作成し、市のイベントや出前講座等で配布、活用して防犯意識の高揚を図る。	防災安全課	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続



取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(3)8 侵入盗防止の啓発活動の実施	空き巣被害防止のため、鍵かけの励行や防犯対策のチラシを作成し、市のイベントや防犯キャンペーン等で啓発活動を行う。	防災安全課	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続
(3)9 自転車盗難防止の啓発活動の実施	自転車やオートバイの盗難防止のため、チラシ等を作成し、市のイベントや防犯キャンペーン等で啓発活動を行う。	防災安全課	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続
(3)10 セーフティ教室の実施	関係機関との連携を図り、各学校においてセーフティ教室を実施する。	学校指導課	実施 15校	継続 15校	継続 15校	継続 15校	継続 15校	継続 15校	継続 15校
(3)11 保育園や児童館、学童保育所における不審者情報の提供	市内での不審者情報等があった場合には「不審者情報等のお知らせ」を配布する（生活安全・安心メール配信サービスに登録されていない家庭）。また、児童館・学童保育所、保育園では施設内に同様の掲示を行う。	子ども子育て事業課	実施 保育園5園 児童館・学童保育所22施設	実施 保育園4園 児童館・学童保育所24施設	実施 保育園3園 児童館・学童保育所24施設	実施 保育園3園 児童館・学童保育所24施設	実施 保育園3園 児童館・学童保育所24施設	実施 保育園3園 児童館・学童保育所24施設	実施 保育園3園 児童館・学童保育所24施設

取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(3)12 自主防犯活動団体による児童見守り活動の推進	防犯資機材の支給支援を通して、登下校時に合わせた防犯パトロールや見守活動を推進する。	防災安全課 関係各課	実施 42団体	充実 46団体	充実 48団体	充実 50団体	充実 52団体	充実 54団体	充実 56団体
(3)13 ボランティア保険への加入助成	自主防犯活動団体が活動する上で、万が一のけがや事故対応のためにボランティア保険の助成を行う。	防災安全課	実施 617人	充実 677人	充実 707人	充実 737人	充実 767人	充実 797人	充実 827人
(3)14 消費者被害防止出前講座等の開催協力・支援	市の消費生活相談員を講師とした、消費者トラブルから身を守るための出前講座等の開催にあたり、協力・支援を実施する。	経済課	実施 年3回	継続 年3回	継続 年3回	継続 年3回	継続 年3回	継続 年3回	継続 年3回

取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(3)15 自主防犯活動団体の新規立ち上げ及び活動支援	自主防犯活動団体の新規立ち上げ及び活動開始できるまでの支援と、既存団体に対する市青パトロールの同行パトロールや出前講座の実施などの活動支援を行う。	防災安全課	実施 年 18団体	実施 年 18団体	実施 年 18団体	実施 年 18団体	実施 年 18団体	実施 年 18団体	実施 年 18団体
(3)16 放課後子どもプラン実施委員長への不審者情報提供	市内全小学校で実施している「放課後子どもプラン」に参加している児童の安全を図るため、市内で発生した事件や不審者の情報等を、パソコンや携帯電話のメール機能を利用して、放課後子どもプラン実施委員長に情報を配信する。	社会教育課	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続

#### (4) まちづくりにおける安全・安心の環境整備

取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(4)1 保育園や児童館、学童保育所での防犯訓練実施	不審者等の侵入を想定し、緊急時の職員行動マニュアルに従い防犯訓練を実施する。また、警備会社等を利用した防犯教室も行う。	子ども子育て事業課	実施 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回	継続 年2回
(4)2 学校等への防犯用品の設置・整備	学校や保育園、児童館、学童保育所において、防犯用品や防犯設備の整備を行う。	教育総務課 子ども子育て事業課	実施 学校15校 保育園5園 児童館 ・学童保育所22施設	継続 学校15校 保育園4園 児童館 ・学童保育所24施設	継続 学校15校 保育園3園 児童館 ・学童保育所24施設	継続 学校15校 保育園3園 児童館 ・学童保育所24施設	継続 学校15校 保育園3園 児童館 ・学童保育所24施設	継続 学校15校 保育園3園 児童館 ・学童保育所24施設	継続 学校15校 保育園3園 児童館 ・学童保育所24施設

取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(4)3 市立小・中学校, 保育園, 児童館, 学童保育所における非常通報装置の運用	不審者や犯罪者が侵入した場合, 非常通報装置の発報ボタンを押すことにより電話回線を通して警視庁通信司令部に連絡が行くとともに, 現地に警察官が派遣されるシステムを各施設で運用する。	教育総務課 子ども子育て事業課	実施  学校 15 校 保育園 5 園 児童館 ・学童保育所 22 施設	継続  学校 15 校 保育園 4 園 児童館 ・学童保育所 24 施設	継続  学校 15 校 保育園 3 園 児童館 ・学童保育所 24 施設	継続  学校 15 校 保育園 3 園 児童館 ・学童保育所 24 施設	継続  学校 15 校 保育園 3 園 児童館 ・学童保育所 24 施設	継続  学校 15 校 保育園 3 園 児童館 ・学童保育所 24 施設	継続  学校 15 校 保育園 3 園 児童館 ・学童保育所 24 施設
(4)4 防災行政無線を使用した「子どもの見守り放送」の実施	児童が犯罪の被害に巻き込まれる危険性の高い下校時の安全確保のため, 下校時間前に防災行政無線を使用して地域住民等に子どもの見守り活動の呼びかけを行う。	防災安全課	実施  1 日 1 回	継続  1 日 1 回	継続  1 日 1 回	継続  1 日 1 回	継続  1 日 1 回	継続  1 日 1 回	継続  1 日 1 回
(4)5 国分寺市まちづくり条例に基づき, 防犯性能の高い住宅等の整備に努める。	防犯設備等チェックリストに基づき, 防犯性能の高い住宅等の整備に努める。	防災安全課	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続
(4)6 道路の防犯対策	街路灯を計画的に整備し防犯対策に努める。	道路管理課	実施  年 10 基	継続  年 10 基	継続  年 10 基	継続  年 10 基	継続  年 10 基	継続  年 10 基	継続  年 10 基

取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(4)7 道路管理パトロールに伴う防犯パトロール	道路の安全確保のため実施している道路パトロールにあわせて、夜間の防犯パトロールを実施する。	道路管理課	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続
(4)8 公園の防犯対策	樹木の剪定を適宜行い、見通しを良くし防犯対策に努める。また、公園付近を中心に青色防犯パトロールを実施する。(通常業務にあわせ適宜実施)	緑と建築課	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続
(4)9 庁用車への防犯マグネットシートの貼付	業務中に車両で市内を走行する際に、地域の安全に配慮すると共に、防犯マグネットシートを貼付することにより、防犯効果を高める。	防災安全課	実施 74台	継続 74台	継続 74台	継続 74台	継続 74台	継続 74台	継続 74台
(4)10 庁用車による青色回転灯防犯パトロールの実施	青色回転灯を装着した庁用車により、市職員（実施者証所持者）による青色防犯パトロールを実施する。	防災安全課	実施 30台	継続 30台	継続 30台	継続 30台	継続 30台	継続 30台	継続 30台
(4)11 不法投棄パトロールの実施	不法投棄パトロールにあわせて、青色防犯パトロールを実施する。	環境対策課	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続

取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(4)12 つきまとい防止パトロールの実施	つきまとい勧誘行為防止条例に基づき、つきまとい防止パトロールを平日（年末年始を除く）の午後5時から午後11時まで実施する。	防災安全課	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続
(4)13 街頭防犯カメラ設置補助事業	商店会、自治会、町会等が設置者となる街頭防犯カメラの設置について、東京都等の補助制度を活用し、その設置費用の補助を行う。	防災安全課	実施 35台	継続 40台	継続 45台	継続 50台	継続 55台	継続 60台	継続 65台
(4)14 市立小・中学校全校での防犯カメラの運用	不審な人物の学校への立ち入りを未然に防ぐため、市立小・中学校で防犯カメラを運用する。	教育総務課	実施 15校	継続 15校	継続 15校	継続 15校	継続 15校	継続 15校	継続 15校
(4)15 市立小学校全校の通学路防犯カメラの運用	学校と地域等が行う見守り活動を補完し通学路における犯罪及び事故を抑止するため、市立小学校全校の通学路で防犯カメラを運用する。	学務課	実施 50台	継続 50台	継続 50台	継続 50台	継続 50台	継続 50台	継続 50台
(4)16 空き家等及び空き地の対策	管理不全となっている空き家等及び空き地について、国分寺市空き家等及び空き地の適正な管理に関する条例に基づき、関係課や関係機関と連携し所有者等に対し適正管理を促す。	まちづくり推進課	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続

取組事項	主な内容	担当課	現状 29年度	目標					
				31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
(4)17 犯罪発生時の防犯マニュアル作成・運用	各公共施設の管理者は防犯マニュアルを作成し運用する。	各施設所管課	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続
(4)18 各公共施設職員の防犯訓練実施	各施設で作成した防犯マニュアルを基に、職員の訓練を行う。	各施設所管課	実施 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回
(4)19 防犯の観点から施設の安全点検の実施	各施設で作成した防犯マニュアルを基に、公共施設内外において防犯の観点から安全点検をする。	各施設所管課	実施 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回

第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画

平成 31 年4月

国分寺市総務部防災安全課

国分寺市戸倉一丁目6番地1

電話 042-325-0111